

## 令和2年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第12号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第13号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第14号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第15号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第16号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第17号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第18号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第19号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第15 議案第 2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 3号 中頓別町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について
- 第17 議案第 4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 5号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 6号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第 7号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第 8号 指定管理者の指定について（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）
- 第22 議案第 9号 指定管理者の指定について（中頓別町社会教育施設等）
- 第23 議案第10号 中頓別町道路線の廃止について
- 第24 議案第11号 中頓別町道路線の認定について

○出席議員（8名）

1番	高橋憲一君	2番	長谷川克弘君
3番	西浦岩雄君	4番	宮崎泰宗君
5番	東海林繁幸君	6番	星川三喜男君
7番	細谷久雄君	8番	村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
副町長	遠藤義一君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	小林嘉仁君
総務課参事	野露みゆき君
総務課参事	笹原等君
総務課参事	野田繁実君
総務課主幹	市本功一君
総務課主幹	石川章人君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	渡邊誠人君
産業課主幹	西川明文君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
保健福祉課主幹	相馬正志君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	長尾享君
国保病院事務次長	西村智広君
会計管理者	藤田徹君
認定こども園園長	相座豊君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

- 議長（村山義明君） ただいまから令和2年第1回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前10時00分)

◎開議の宣告

- 議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、1番、高橋さん、  
2番、長谷川さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

- 議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
議会運営委員会委員長の報告を求めます。  
長谷川さん。  
○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。議会運営委員会委員長報告を行います。  
令和2年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月18日、2月21日及び3月2日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。  
1、会期について、本定例会の会期は、新型コロナウイルスの緊急時に対応できるように本日3月3日から3月19日までの17日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。  
2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。  
3、提案された議案の取扱いについて、議案第20号から議案第27号の令和2年度中頓別町各会計予算は、議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月10日の本会議終了から審査する。  
4、閉会中の陳情、請願等の取扱いについて、厚労省発表「病院再編統合」に関する意見書（案）は、西浦議員から発議される。「民族共生の未来を切り開く」決議（案）は、細谷議員から発議される。  
5、テレビ中継について、新型コロナウイルス感染防止のため行わない。  
以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月3日から3月19日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月3日から3月19日までの17日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び1月20日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第11回変更につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいたさせます。

高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、宮崎泰宗、同じく高橋憲一。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和2年第1回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

2、日時、令和2年1月28日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、宮崎議員、高橋議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、議案第1号 南宗谷衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）は、会計年度任用職員に対する給与及び費用弁償の種類、支給額並びに支給方法について浜頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するもので、令和2年4月1日から施行することとし、原案どおり可決された。

以上です。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

宮崎議員。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） それでは、私のほうからいきいきふるさと常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

令和2年3月3日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、第8期総合計画策定状況について、(2)、企業誘致促進事業について、(3)、町内工事視察、下水道管理センターと寿スキー場です。

2、調査の方法、資料による説明聴取及び現地視察。

3、調査の期間、令和2年2月10日。

4、場所、議場と下水道管理センター及び寿スキー場。

5、調査の結果、本委員会は、12月10日、令和元年第4回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項として調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、(1)として、総合計画の策定段階において、これまで以上に多くの町民の意見を反映する必要があるとあり、議会議員についても議決段階で初めて計画の内容に触れるのでは遅すぎるため、策定段階から議員個々の立場からも意見を述べられるような機会を望むものである。

(2)、現行の条例では雇用数が一つの条件となっているが、雇用数だけでは経営状況を判断できない部分もある。今後において、補助金の返還などとならぬよう制度改正も含め経営の改善指導や議会への報告等を望むものである。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。令和2年の第1回定例会に招集をさせていただきましたところ、全議員のご出席を賜りましたことに対して心からお礼を申し上げます。本定例会、新年度に向けた執行方針や新年度予算を審議していただく場となります。改めてよろしく申し上げます。

私から1点、新型コロナウイルス対策感染症中頓別町対策本部の設置についてご報告をさせていただきますと思います。全国的に感染が広がりつつある新型コロナウイルス感染症の対策にあたるため、本町におきましても2月28日に鈴木直道北海道知事が緊急事態宣言を発表したことを受け、同日午後7時15分に対策本部を設置しました。町では、1月末から課長会議で対策を検討し、警戒態勢をとり、町内での感染防止や発生時の対策について準備を進め、マスクや消毒液等の必要な物品の調達などにあたってきました。国内及び道内における感染者の状況を見ながら、2月25日及び26日に対策本部の準備会議

として開催をしてきましたが、冒頭のとおり、鈴木知事の宣言を受け、対策本部の設置に至っています。基本的には国が示した基本方針や道からの指示等に沿うとともに、地域住民に寄り添った適切な措置を取っていかねばならないと考えています。

準備会議及び対策本部会議では、原則3月末まで町の主催行事の中止や教室等の休止などを決め、各施設の運営についても適宜判断を行いながら進めていくことにしています。なお、教育委員会においては、休校中の小中学生への対応、保健福祉課においても外出を控えている高齢者のお宅などに電話や訪問をするなどの対応にあたることにしています。

現在のところ、本町だけでなく宗谷管内各市町村ではまだ新型コロナウイルス感染者は出ていませんが、高い緊張感を持って対策にあたっていきたいと考えています。

雑駁ですけれども、以上報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

#### ◎同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

氏名、鈴木義博さん。

鈴木義博さんにつきましては、前任者の小野洋一さんの後を受けて、J A中頓別町青色申告会にて平成30年4月より理事を担っておられ、固定資産評価に精通している方です。選任の期間としては、令和2年5月29日から令和5年5月28日までの3年間となります。よろしくご審議のほどを賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長(村山義明君) 日程第7、議案第12号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第12号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) おはようございます。よろしくお願いたします。議案第12号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。平成31年度中頓別町一般会計補正予算。

平成31年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,804万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,364万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費は、6款農林水産業費、1項農業費、草地整備型公共牧場整備事業1,500万円、10款教育費、2項小学校費、小学校施設維持管理事業2,126万3,000円及び3項中学校費、中学校施設維持管理事業1,858万6,000円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰越しの理由につきましては、いずれも国の補正予算成立に伴い事業を追加するものでございまして、年度内の事業完了が見込めないことから、令和2年度に繰り越して執行するものでございます。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債では、限度額を変更前

4億6,440万円から変更後4億620万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業についてご説明いたします。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前6,680万円から変更後5,900万円に、農地耕作条件改善事業の限度額を変更前3,100万円から変更後2,970万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前2,730万円から変更後1,710万円に、金庫の沢線交付金事業の限度額を変更前2,470万円から変更後1,490万円に、小型動力ポンプ付積載車購入事業の限度額を変更前2,430万円から変更後1,860万円に、消火栓移設事業の限度額を変更前340万円から変更後220万円に、医療機械器具購入事業の限度額を変更前270万円から変更後230万円に、職員等住宅建設事業の限度額を変更前2,460万円から変更後2,230万円に、特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前1,840万円から変更後1,750万円に、寿スキー場ロッジ整備事業の限度額を変更前3,050万円から変更後3,020万円に、スマートモデューロ設置事業の限度額を変更前2,280万円から変更後2,220万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前4,980万円から変更後3,980万円に、あかね5条通り線整備事業の限度額を変更前310万円から変更後ゼロ円に、圧雪車購入事業の限度額を変更前4,300万円から変更後4,150万円に、草地整備型公共牧場整備事業の限度額を変更前1,230万円から変更後920万円に変更するものでございます。

続きまして、起債の目的、辺地対策事業債では、限度額3,730万円から変更後2,640万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前1,220万円から変更後1,360万円に、秋田原野線交付金事業の限度額を変更前2,510万円から変更後1,280万円に変更するものでございます。

8ページをお開き願います。続きまして、起債の目的、緊急防災・減災事業債では、限度額3億5,280万円から変更後2億6,900万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、防災行政無線整備事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、新規の地方債の追加でございます。1点目は、起債の目的、公共事業等債としまして、草地整備型公共牧場整備事業、限度額320万円、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2点目は、起債の目的、学校教育施設等整備事業債としまして、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、限度額1,190万円、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。これらを追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書歳出からご説明をいたします。34ページをお開き願います。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定、取りやめに伴い既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。そのため、減額補正分につきましては詳細の説明を省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います

1款1項1目議会費では、既定額から56万5,000円を減額し、4,944万4,000円とするもので、追加となりました節といたしましては、議会事務事業、13節委託料で会議時間数の増による会議録調製委託料19万8,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で21万3,000円を追加、宗谷管内町村議会事務局協議会総会負担金で減額となっておりますが、退職手当組合負担金及び事前納付金で21万5,000円の追加により、合わせまして21万3,000円を追加しているものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から1,832万円を減額し、5億1,371万4,000円とするものでございます。追加となりました節といたしましては、人事管理事務事業、3節職員手当等で10万4,000円の追加計上となっております。

36ページをお開き願います。3目文書広報費では、既定額から53万9,000円を減額し、314万9,000円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

4目財産管理費では、既定額から671万3,000円を減額し、2,019万8,000円とするもので、追加項目としまして町有財産維持管理事業、11節需用費で町道の危険立木伐採経費として6万4,000円を追加、19節負担金補助及び交付金で宮下開館屋根塗装費補助金として5万6,000円を新規計上、役場庁舎維持管理事業、18節備品購入費、全体といたしましては65万6,000円の減額となっているところでございますが、役場庁舎電話機3万8,000円、職員用ロッカー23万円、職員用机15万8,000円を新規計上、その他はいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目企画費では、既定額から2,023万9,000円を減額し、6,517万4,000円とするもので、追加項目といたしましていきいきふるさと推進事業、8節報償費で主に結婚祝金の交付実績が当初に想定しておりました7組から現段階で14組の実績となったことによりまして、全体として不足する額23万5,000円を追加するものでございます。39ページ、移住定住促進事業、9節旅費の費用弁償で1,000円及び19節負担金補助及び交付金のふるさと回帰支援センター賛助会員費で2万円、それぞれ不足する額を追加しておりますが、各節といたしましてはそれぞれ減額しているところでございます。環境保全活動推進事業、以下43ページ、北海道179市町村応援大使事業まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

44ページをお開き願います。7目生活安全推進費では、既定額から100万円を減額

し、374万円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

8目防災対策費では、既定額から8,565万1,000円を減額し、2億7,858万5,000円とするもので、防災対策事業、18節備品購入費全体といたしましては190万円の減額となっておりますが、内訳のところで防災備品72万6,000円、避難所用可搬式発電機45万9,000円、防災用ベストを17万7,000円を追加、そのほかにつきましては事業費確定による不用額の減額でございます。詳細につきましては、総務課総務グループ作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照願います。

10目情報推進費では、既定額に55万5,000円を追加し、2,737万5,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、18節備品購入費で職員端末購入費として同額を追加計上するものでございます。

11目開拓110年・町制施行70周年記念事業費では、既定額から83万3,000円を減額し、709万7,000円とするもので、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に30万7,000円を追加し、3,697万6,000円とするもので、住民事務事業、19節負担金補助及び交付金で同額を追加、個人番号カード関連事務委託交付金に不足が生じる見込みであるため追加するものでございます。

4項選挙費、2目選挙啓発費では、既定額から3,000円を減額し、5,000円とするもので、事業実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

46ページでございます。3目在外選挙費では、既定額の2,000円を皆減するもので、在外選挙事業において郵便料の支出見込みがないと判断したところでございます。

4目知事道議会議員選挙費では、既定額から90万8,000円を減額し、125万8,000円とするもの、5目町長町議会議員選挙費では既定額から228万6,000円を減額し、120万4,000円とするもの、48ページ、6目参議院議員選挙費では既定額から66万2,000円を減額し、248万6,000円とするもので、いずれも選挙事業費の確定による不用額の減額でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から27万2,000円を減額し、51万円とするもので、国勢調査調査区設定、経済センサス基礎調査、51ページをお開きいただきまして農林業センサス本調査、いずれも北海道からの委託金が確定したことに伴う予算の精査、不用額の減額でございます。

6項1目監査委員費では、既定額から4万1,000円を減額し、122万円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から68万5,000円を減額し、1,834万3,000円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

52ページをお開きいただきまして、2目老人福祉費では、既定額から928万2,0

00円を減額し、1億9,961万8,000円とするもので、追加項目は老人福祉事業、19節負担金補助及び交付金で、全体としては370万円の減額となっておりますが、内訳のところでは社会福祉法人南宗谷福祉会運営補助として派遣看護師の費用負担分320万円を新規計上、そのほかはいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。詳細につきましては、保健福祉課作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照いただければと思います。

3目国民年金費では、既定額に3万円を追加し、6万9,000円とするもので、国民年金事務費事業、旅費で同額を計上、事務説明会に参加するための旅費として追加計上するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額から1,019万6,000円を減額し、1億78万1,000円とするもので、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、災害救助事業において災害見舞金、災害弔慰金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところでございます。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から237万3,000円を減額し、502万5,000円とするもの、54ページをお開きいただきまして、7目地域福祉対策事業費では既定額から189万3,000円を減額し、334万8,000円とするもので、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

8目介護福祉センター費では、既定額に69万8,000円を追加し、558万5,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、11節需用費で介護福祉センターに係る燃料費及び調理室の混合栓の修繕費と合わせまして10万円を追加、12節役務費では電話料に不足が見込まれるため5万6,000円を追加、18節備品購入費では介護認定審査会の事務局交代に伴いパソコン購入費として30万円を、なかとんカフェで使用している部屋のストーブが故障しているため、これを更新する費用24万2,000円を新規計上するものでございます。

11目プレミアム付商品券事業費では、既定額から1,500万6,000円を減額し、444万8,000円とするもので、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2項児童福祉費、1目子ども医療費では、既定額から90万8,000円を減額し、385万4,000円とするもの、2目児童措置費では既定額から58万1,000円を減額し、1,547万8,000円とするもので、児童手当支給事業で同額を減額、3目ひとり親家庭等児童特別対策費では既定額から19万6,000円を減額し、5万4,000円とするもので、ひとり親家庭等医療給付事業で同額を減額、4目認定こども園費では既定額から130万1,000円を減額し、2,762万6,000円とするもので、認定こども園事業で同額を減額、56ページをお開きいただきまして5目地域子育て支援費

では既定額から8万5,000円を減額し、56万円とするもので、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

7目子ども包括支援費では、既定額から21万5,000円を減額し、1,359万9,000円とするもので、追加項目は子ども・子育て支援事業、19節負担金補助及び交付金で里帰り出産に伴い他町の保育施設に子供を入所させるための費用負担金33万2,000円を新規計上、子どもの居場所づくり事業、13節委託料で委託料に不足が見込まれることから45万3,000円を追加計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から478万2,000円を減額し、1,557万4,000円とするもので、感染症予防事業、保健予防事業、予防接種事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

58ページをお開き願います。2目母子衛生費では、既定額から83万4,000円を減額し、287万6,000円とするもので、母子健診事業、不妊治療費助成事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額。

3目環境衛生費では、既定額から234万2,000円を減額し、1億1,513万9,000円とするもので、一般廃棄物処理事業、合併処理浄化槽設置整備事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目病院費では、既定額に1億3,898万6,000円を追加し、3億8,641万7,000円とするもので、国保病院事業会計予算の決算の見通しに合わせ、19節負担金補助及び交付金、運営事業補助で1億3,555万7,000円を追加、リハビリテーション医療費分で567万9,000円を追加し、建設改良費分、過疎債分、救急医療費分、共済追加費用負担分を減額、さらに訪問看護事業実施に伴う在宅医療提供強化事業分として150万円を新規計上させていただいたところでございます。

6目診療諸費では、既定額から1,200万円を減額し、1,310万8,000円とするもので、歯科診療所委託事業、13節委託料で同額を減額、7目地域保健対策費では既定額から6万3,000円を減額し、41万6,000円とするもので、地区組織活動事業、9節旅費で同額を減額、8目健康増進費では既定額から48万5,000円を減額し、790万2,000円とするもので、がん検診事業、13節委託料で40万6,000円を減額、61ページをお開きいただきまして健康診査事業、13節委託料で7万9,000円を減額、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から3万3,000円を減額し、3万3,000円とするもので、稚内雇用対策協議会関係事業、19節負担金補助及び交付金で同額を減額、稚内地方通年雇用促進協議会負担金の減額によるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から28万7,000円を減額し、299万6,000円とするもので、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2目農業振興費では、既定額から857万5,000円を減額し、1億5,021万1,

000円とするもので、追加項目といたしまして農業振興事業、19節負担金補助及び交付金で農地耕作条件改善事業の実施による土地改良事業団への負担金4万8,000円を追加、中山間地域等直接支払交付金事業、19節負担金補助及び交付金で交付対象面積の増加に伴う中山間地域等直接支払交付金1万9,000円を追加、農地耕作条件改善事業、63ページをお開きいただきまして、15節工事請負費で事業実績見込みに基づき43万円を追加、そのほかにつきましてはいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

3目畜産業費では、既定額に310万4,000円を追加し、5,928万4,000円とするもので、追加項目といたしまして畜産振興事業、19節負担金補助及び交付金で家畜法定伝染病発生農場における消毒作業経費に対する補助金6万3,000円を新規計上、草地整備型公共牧場整備事業、19節負担金補助及び交付金で事業実績見込みに基づき事業参加者負担金324万9,000円を追加、そのほかはいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

4目有害鳥獣対策費では、既定額から19万7,000円を減額し、1,708万1,000円とするもの、5目農業者年金費では既定額から18万6,000円を減額し、18万5,000円とするもので、農業者年金委託事務、9節旅費で同額を減額、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額から215万7,000円を減額し、2,553万7,000円とするもので、追加項目といたしまして森林環境保全直接支援事業、15節工事請負費、中頓別地区町有林下刈り工事で工事費確定に伴い124万3,000円を追加、その他65ページの合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2目林道費では、既定額から191万3,000円を減額し、6,158万4,000円とするもので、追加項目といたしまして林業専用道天北線開設事業、15節工事請負費で工事費の見込みにより940万4,000円を追加、そのほかはいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額から720万3,000円を減額し、1億5,423万4,000円とするもので、追加項目といたしまして中頓別町山村交流施設管理運営事業、18節備品購入費でピンネシリオートキャンプ場に設置しておりますスマートモジュール用冷凍冷蔵庫購入費4万7,000円、コテージの暖房機を交換する費用22万8,000円を計上、その他67ページをお開きいただきまして、インバウンド観光推進事業まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に219万9,000円を追加し、9,200万7,000円とするもので、追加項目といたしまして除排雪事業、11節需用費で除雪車の故障に伴う修繕料250万円を追加、道路照明灯電気料、11節需用費で電気料に不足が見込まれるため6万6,000円を追加、そのほかはいずれも事

業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2目橋梁維持費では、既定額から5万円を減額し、10万円とするもので、橋梁補修費、7節賃金で同額を減額。

68ページをお開きいただきまして、3目道路新設改良費では既定額から9,797万7,000円を減額し、2億1,824万9,000円とするもので、追加項目といたしまして普通建設事業（単独）、7節賃金で事務補助者賃金に不足が見込まれるため4万1,000円を追加、金庫の沢線交付金事業、15節工事請負費で附帯工事の追加により55万円を新規計上、その他はいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額。

3項河川費、1目河川総務費では、既定額から3万5,000円を減額し、92万5,000円とするもので、河川維持、樋門樋管管理委託、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5項住宅費、1枚おめくりいただきまして、1目住宅管理費では、既定額から481万1,000円を減額し、1,970万7,000円とするもので、公営住宅維持管理事業で同額を減額。

2目住宅建設費では、既定額から437万3,000円を減額し、2,074万8,000円とするもので、住宅建設促進事業で424万円を減額、危険廃屋解体撤去助成事業で13万3,000円を減額、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から1,265万5,000円を減額し、1億5,854万5,000円とするもので、消防事業、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、補正予算書に続きまして別冊で配付してございます平成31年度一般会計補正予算（別紙内訳）明細書でご説明をいたします。明細書の2ページでございます。常備消防費、消防本部費で11万9,000円の減額、中頓別支署費では610万8,000円の減額、非常備消防費、中頓別消防団費では8万4,000円を減額、消防施設費、中頓別消防施設費では634万4,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、事務事業別にてご説明いたしますので、3ページのほうを御覧いただきたいと思います。消防本部負担金で、議会費、総務費、消防本部費等の予算精査で11万9,000円を減額、救急業務で携帯電話料の予算精査で通信運搬費1万5,000円を減額、救急資機材維持管理では11節需用費、修繕費で救急車のインバーター故障による交換修理費など合わせまして64万7,000円を追加しております。救急救命士病院実習事業では、13節委託料で感染性ウイルス抗体検査委託料で陽性判定者が多かったことにより予防接種が少なく済んだため5万円を減額、消防学校派遣事業では9節旅費で8万3,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で15万1,000円を減額、いずれも救急救命士養成研修の経費に係る予算精査による減額でございます。消防車両・資機材維持管理業務では、中頓別支署費、中頓別消防団費ともに18節備品購入費をそれぞれ減額、いずれも消防用具購入に係る見積り

合わせによりまして11万6,000円を減額しております。消防水利維持管理事務では、15節工事請負費で消火栓移設工事の入札減により169万1,000円を減額、消防分団事務では消防団員数の減に伴い1節報酬で4万円を減額、通信施設維持管理業務では12節役務費、通信運搬費で電話料及びメール、サイレン通信料の予算精査で3万円を減額、庁舎備品維持管理では11節需用費、光熱費では、電気及び上下水道使用の節減により8万円を減額、15節工事請負費で庁舎前舗装拡張工事の入札減で6万3,000円を減額、18節備品購入費ではパソコン購入に伴う入札減で13万7,000円を減額するものでございます。5ページを御覧いただきたいと思います。その他グループ内庶務では、3節職員手当等の予算精査で休日勤務手当を15万円減額、4節共済費において共済組合負担金算定基礎額が見込みより大きく下回ったことなどで291万円の減額、19節負担金補助及び交付金では退職手当組合負担金で平成30年度退職者に係る追加負担金の精算において、過去3年間の事前納付金でおおむね賄われたことによりまして300万円を減額し、事業全体といたしまして607万4,000円を減額するものでございます。消防関係車両購入事業では、小型動力ポンプつき積載車購入に伴う入札減及び関連する経費の精査によりまして465万3,000円の減額でございます。

続きまして、補正予算書の70ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額から752万6,000円を減額し、1億769万8,000円とするもので、教育委員会事務局事業、公用車両維持管理事業、いずれも予算の精査、実績確定により不用額を減額しております。

2項小学校費、1枚おめぐりいただきまして、1目学校管理費では、既定額に1,626万9,000円を追加し、5,860万7,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、11節需用費で灯油代及び電気代に不足が見込まれることから201万9,000円を追加、15節工事請負費でGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク環境施設整備工事として1,069万9,000円を新規計上、18節備品購入費でこれに伴う児童用端末一式283万5,000円及び端末用ソフトホルダー一式772万9,000円を新規計上し、昨年12月定例会で提案させていただきました教務用、児童用パソコンのうち児童用パソコンの購入費701万3,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、教育委員会作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照願いたいと思います。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に1,291万9,000円を追加し、3,783万7,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、15節工事請負費でGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク環境施設整備工事1,322万円を新規計上、18節備品購入費でこれに伴う生徒用端末一式144万円及び端末用ソフトホルダー一式392万6,000円を新規計上し、昨年の12月定例会で提案させていただきました教務用、生徒用パソコンのうち生徒用のパソコン購入費566万7,000円を減額するものでございます。

3目学校建設費では、既定額660万円を皆減するもので、中学校改築等推進事業、13節委託料で同額を皆減、今後予定しておりますハザードマップの作成を踏まえ、学校改築等の在り方を改めて検討するため、学校整備等に係る基本計画策定業務を先送りしたものでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から154万6,000円を減額し、792万4,000円とするもので、社会教育推進事業、少年教育推進事業、高齢者教室推進事業、芸術文化推進事業、75ページを御覧いただきまして、文化財保護事業、夢と希望を感動体験事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2目町民センター費では、既定額から94万1,000円を減額し、386万6,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、7節賃金及び18節備品購入費において事業実績に基づく予算の精査、不用額を減額。

3目社会教育施設費では、既定額から360万円を減額し、488万9,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、11節需用費で同額を減額するものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額から25万7,000円を減額し、271万4,000円とするもので、社会体育推進事業で同額を減額、2目山村プール費では既定額から44万7,000円を減額し、627万3,000円とするもので、山村プール運営事業で同額を減額、76ページをお開きいただきまして、3目寿野外レクリエーション施設費では既定額から104万3,000円を減額し、9,760万1,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費で同額を減額、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額を減額するものでございます。

11款1項公債費、1目元金では、既定額に11万8,000円を追加し、3億4,659万2,000円とするもので、平成20年度に借入れいたしました臨時財政対策債の利率見直しに伴い追加するものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は変わるものではございません。

2目利子では、既定額から53万1,000円を減額し、1,979万9,000円とするもので、地方債償還利子として平成20年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び平成30年度借入れ分の利率の確定によりまして減額しているものでございます。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に57万2,000円を追加し、1億9,568万円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づき自動車学校事業特別会計に対し654万3,000円を追加し、水道事業特別会計から470万円、下水道事業特別会計から99万4,000円、後期高齢者事業特別会計から27万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額に2,000円を追加し、82万8,000円とするもので、基金の利息2,000円の追加でございます。

78ページをお開きいただきまして、2目ふるさと応援寄附基金費では、既定額に55

万1,000円を追加し、155万1,000円とするもので、基金の利息1,000円と今年度の寄附積立て見込額55万円を追加するものでございます。

3目奨学金等償還支援基金費では、既定額に1,000円を追加し、620万1,000円とするもので、基金の利息1,000円の追加でございます。

4目公共施設整備等基金費では、既定額に103万5,000円を追加し、914万8,000円とするもので、基金の利息分8万円と今年度過疎債として借入れを行いました寿スキー場リフトロジ整備事業の後年度に係る償還分の交付税で措置される額を除いた額の当初予算計上額に不足する額95万5,000円を追加するものでございます。

6目地域活性化基金費では、基金の利息3万9,000円と今年度借入れを行う過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト分、これが5,900万円、さらに過疎、辺地対策事業債の当該年度の借入額の1億円を超える額に係る元利償還金の交付税算入額を差し引いた額、具体的には元利償還金総額の過疎債で30%、辺地債で20%になりますが、その額が7,048万円、合わせまして1億2,951万9,000円を追加するものでございます。

7目減債基金費では基金の利息6万7,000円を計上、8目まちづくり基金費では基金の利息1万3,000円を計上、9目地域福祉基金費では基金の利息1万2,000円を計上、10目財政調整基金費では基金の利息8万8,000円を計上、11目天北線代替輸送確保基金費では基金の利息4万8,000円を計上、12目長寿園施設改修拡張事業基金費では基金の利息4万8,000円を計上、13目土地開発基金費では基金の利息3,000円を計上、80ページをお開きいただきまして、14目中山間水と土保全基金費では基金の利息1,000円を計上、15目豊かな環境づくり基金費では基金の利息1,000円を計上、16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では基金の利息2,000円を計上、17目地方創生基金費では基金の利息1万6,000円を計上、これらの積立てによりまして一般会計上の基金の総額は42億1,558万3,000円となる見込みでございます。

12ページをお開き願います。歳出合計、既定額から6,804万円を減額し、40億7,364万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても歳出同様……  
○議長（村山義明君） 説明の途中ですけれども、休憩を取りたいと思いますので、議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、先ほどに引き続きまして歳入からご説明をさせていただきます。

歳入全体につきましても歳出同様、収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分となっております。14ページをお開き願います。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に140万円を追加し、7,384万4,000円とするもので、1節現年度課税分で100万円、2節滞納繰越分で40万円の追加、いずれも徴収実績を勘案して補正するものでございます。

2目法人では、既定額から100万円を減額し、721万6,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して減額するものでございます。

2項1目固定資産税では、既定額から40万円を減額し、5,581万5,000円とするもので、1節現年度課税分で60万円を減額、2節滞納繰越分で20万円を追加、収入見込みを勘案しての計上でございます。

3項1目軽自動車税では、既定額から10万円を減額し、434万円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての減額でございます。

5項1目入湯税では、既定額から20万円を減額し、78万5,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案しての減額でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税では、既定額に50万円を追加し、1,510万円とするもの、2項1目自動車重量譲与税では既定額に387万5,000円を追加し、3,800万円とするもの、6款1項1目地方消費税交付金では既定額に1,200万円を追加し、3,400万円とするもの、7款1項1目自動車取得税交付金では既定額に31万4,000円を追加し、631万4,000円とするもの、16ページをお開き願います。9款1項1目地方特例交付金では、既定額に105万4,000円を追加し、105万5,000円とするもので、それぞれ収入見込みを勘案しての追加でございます。

10款1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に764万7,000円を追加し、17億8,610万1,000円とするもの、2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に1,311万1,000円を追加しまして1億9,962万1,000円とし、歳入総額調整の役割を持たせておりますので、ご理解をお願いいたします。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に39万円を追加し、2,870万4,000円とするもので、1節保育料負担金で同額を追加するものでございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料では、既定額から1,200万円を減額し、1,275万1,000円とするもの、4目農業使用料では既定額に36万6,000円を追加し、428万6,000円とするもの、5目土木使用料では既定額から45万3,000円を減額し、5,071万1,000円とするもので、1節道路使用料から19ページ、9節おためし暮らし住宅使用料まで、各節とも収入実績、見込みを基

に追加、減額するものでございます。

6目教育使用料では、既定額から46万5,000円を減額し、24万7,000円とするもので、各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものでございます。

2項手数料、1目総務手数料では、既定額から4万6,000円を減額し、93万3,000円とするもの、3目農業手数料では既定額に3万1,000円を追加し、62万6,000円とするもので、各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものでございます。

20ページをお開き願います。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額から408万9,000円を減額し、5,624万2,000円とするもので、3節障害者自立支援給付費国庫負担金では事業実績見込みによる減額、6節低所得者保険料軽減負担金では低所得者への介護保険料軽減に伴う国庫負担金113万1,000円を新規計上したものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に41万8,000円を追加し、1,187万8,000円とするもの、2目民生費国庫補助金では既定額から340万6,000円を減額し、1,295万4,000円とするもの、4目土木費国庫補助金では既定額から5,696万9,000円を減額し、1億3,106万3,000円とするもので、各節とも事業実績確定及び見込みを勘案しての追加、減額、新規計上でございます。

5目教育費国庫補助金では、既定額に1,480万円を追加し、1,849万2,000円とするもので、2節公立学校情報機器整備費補助金で285万円、23ページをお開きいただきまして、3節公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,195万円をそれぞれ新規計上、第2条でご説明いたしました繰越明許費事業の小学校施設維持管理事業及び中学校施設維持管理事業に係る補助金として計上するものでございます。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から66万3,000円を減額し、265万9,000円とするもの、2目民生費委託金では既定額に2万9,000円を追加し、130万5,000円とするもので、各節とも事業費の確定及び見込みを勘案しての追加、減額でございます。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から766万9,000円を減額し、3,926万8,000円とするもので、2節災害弔慰金負担金から7節災害見舞金負担金まで事業実績見込みを勘案しての減額、10節低所得者保険料軽減負担金では低所得者への介護保険料軽減に伴う道負担金56万5,000円を新規計上したものでございます。

2項道補助金、2目民生費補助金では、既定額から9万8,000円を減額し、1,247万円とするもの、4目農林業費補助金では既定額から784万6,000円を減額し、1億1,949万1,000円とするもので、1節農業委員会補助金から、1枚おめくりいただきまして、15節農地耕作条件改善事業補助金まで事業実績による減額及び追加、17節地域づくり総合交付金はエゾシカ緊急対策事業に対する補助金として10万円を新

規計上、また18節農業競争力基盤強化特別対策事業補助金は道営草地整備型公共牧場整備事業に係る排水改良分に対する道補助分として37万6,000円を新規計上しております。

5目教育費補助金では、既定額から223万6,000円を減額し、162万3,000円とするもので、各節とも事業費の確定及び見込みを勘案しての減額でございます。

26ページをお開き願います。3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から110万4,000円を減額し、440万2,000円とするもので、各節とも事業費の確定に伴う減額。

2目農林業費委託金では、既定額から1万6,000円を減額し、27万円とするもので、実績に基づき減額。

3目土木費委託金では、既定額に5万3,000円を追加し、83万9,000円とするもので、各節とも額の確定に伴う追加でございます。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入では、既定額に38万円を追加し、38万1,000円とするもので、歳出で説明のとおり、各基金の利子分を追加計上したものでございます。

2目財産貸付収入では、既定額に85万5,000円を追加し、1,075万9,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも貸付実績及び見込みを基に追加を行うものでございます。

28ページでございます。2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に1万1,000円を追加し、1万3,000円とするもので、1節土地売払収入として河川敷地売払いに伴う代金を追加。

3目生産物売払収入では、既定額に717万7,000円を追加し、717万8,000円とするもので、1節立木売払収入として兵安地区及び栄地区町有林間伐工事に係る素材販売等の代金を追加してございます。

4目有価証券売払収入では、新規に130万7,000円を計上するもので、稚内空港ビル株式会社株式について空港の民営化に伴う譲渡代金として計上するものでございます。

16款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に9,000円を追加し、1万円とするもので、寄附金の見込額による追加計上でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金では、既定額から6,000円を減額し、34万5,000円とするもので、特別養護老人ホーム施設整備事業に係る今年度の償還額が確定したことに伴い減額するものでございます。

3目まちづくり基金繰入金では、既定額から995万円を減額し、832万3,000円とするもので、地域づくり活動支援補助事業の確定に伴う減額でございます。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金では、既定額から100万円を減

額し、1,388万6,000円とするもので、夢と希望を感動体験事業の実績見込みにより減額するものでございます。

5目地方創生基金繰入金では、既定額から386万6,000円を減額し、6,754万9,000円とするもので、観光振興計画フォローアップ事業の減額に伴うものでございます。

30ページをお開き願います。6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額から1,813万5,000円を減額し、9,775万3,000円とするもので、役場庁舎や認定こども園、小中学校や社会教育施設など各施設における修繕や備品等の実績に伴う減額でございませう。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額から572万4,000円を減額し、377万8,000円とするもので、奨学金等償還支援事業助成金及び貸付金の実績に伴い減額するものでございませう。

18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、確定額によりまして既定額に1億5,724万7,000円を追加し、1億9,045万円としたところでございませう。

19款諸収入、6項1目雑入では、既定額から1,527万3,000円を減額し、3,839万7,000円とするもので、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございませう。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から5,820万円を減額し、4億620万円とするもの、32ページをお開き願います。2目辺地対策事業債では、既定額から1,090万円を減額し、2,640万円とするもの、4目緊急防災・減災事業債では既定額から8,380万円減額し、2億6,900万円とするもの、5目公共事業等債では新規に320万円を計上するもの、6目学校教育施設等整備事業債では新規に1,190万円を計上するもので、いずれも内容につきましては地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

21款1項1目自動車税環境性能割交付金では、新規に300万円を計上するもので、税制改正によりまして従来の自動車取得税交付金が昨年9月で廃止となったことに伴いまして、10月から自動車税環境性能割交付金に移行されたため計上するものでございませう。

10ページをお開き願います。歳入合計、既定額から6,804万円を減額し、歳入総額を40億7,364万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取ってございませう。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 1点、小学校、中学校の児童生徒用のパソコンの購入費を今回減額をして、GIGAスクール構想関連の費用というのが新規計上されていると思うのですが、これはパソコンではなくてタブレット端末ということになるかと思うのですが、これは教職員用のパソコンについては先月売買契約ということになっていませう。

れども、児童生徒についてはパソコン自体は更新するのをやめて、タブレットのほうを新たに導入するということになるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） ただいま宮崎議員から質問いただいた点について答弁させていただきます。

今お話があったとおり、児童生徒用のパソコン教室に置いてあるパソコンの更新を取りやめて、児童生徒用に端末を与えていくという補正でございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） タブレットは新しいものなので、問題ないと思うのですが、今次長のほうからお答えいただきましたパソコン教室がそれぞれあって、そこに従来のパソコンがあると思うのですが、そこで今後も児童生徒がパソコンを使う場面というのはあると思うのですが、これ12月のときに補正されたもので、このときはウィンドウズ7のサポート終了ということもあって急いだ部分があると思うのですが、児童生徒については今ある一つの教室の中のサポートされていないパソコンというのを今後も使うようなことになるのでしょうか。伺います。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） パソコン教室で使用するに当たってもタブレットを使用できるようにということで、ホルダーということで書かせていただいているのですが、これをホルダーに差し込んで、どうしても打ち込みの、タイピングの練習が必要になってくということから、今のモニターであったりとか、それからキーボードをそのまま使って、タブレットを差し込んだホルダーからつなぎながらタイピングの練習をしていくという活用方法をしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） そうすると、今ご説明いただいたようにタブレットを使って、今あるパソコンのモニターだったり、キーボードも活用するような形になると思うのですが、そうするとサポートはなくても問題ないような形になるのかなというふうには思います。

売買契約の締結のときにもお伺いしたのですが、ウィンドウズ7のサポート終了は世界的な一斉のものなので、コンピューター機器の不足であるとかこういうものがあって、教職員用のパソコンについては今月中に導入するということになってはいますが、新しいタブレットについてもまた、今日行政報告が町長からもありましたけれども、今まさに新型肺炎の関係で、さらにコンピューター関連の機器も不足するのではないかとこのように言われている部分あるのですが、その辺はどのように捉えておられるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 機器の不足分について、年度内に本来であれば行う予定での補正予算なのですが、これを繰り越して来年度やっていきたい。機器の購入につき

ましては、北海道が取りまとめを行いまして、共同調達をする流れに今なっております。本町としては、そこをお願いをしていきたいなというふうに思っていますが、もしかしたら足りなくなってくる部分もあるかもしれませんが、極力年度内、来年度中には納入をして進めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 関連質問なのですけれども、教育長、私もよく分からないままにパソコン導入の予算のときに、場合によっては国の施策において入る可能性も来年度あるよと。そういうことにおいては、ちょっと検討する必要があるのではないのかと言ったら、いや、絶対入れなければ駄目だと言ったのだ。それどんなふうが変わってしまったのだろう。

それと、教職員のものはもう執行しているわけだ。教職員だけ買えて、児童用は買えないというこの関係どうなるのか。

それから、タブレットを買うということ自体は、これは札幌市でも年度内導入という形で決めていたようなので、それは制度上やむを得ないのかなと思っているのですけれども、とにかくこういう大きな変更があったときに何も断りなしに予算だけでぱっと出てくるというのはちょっと無礼な話で、これだけ大きい予算ですから、この辺説明してください。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 私のほうで駄目だというふうに言ったのかもしれないのですが、最終的には導入においては今後の補助事業の状況を見ながら検討し、導入をしていきたいということでお答えをさせていただいたかなというふうに思っております。

それから、今回児童生徒の分の導入ということで、教職員の部分は別というところにおきましては、今回の補助金において児童生徒の分について3分の2、3台に2台分は補助が入りますけれども、教職員の分につきましては補助対象外という取扱いになっておりますので、教職員の分だけ先行して契約をさせていただいたという状況でございます。

あと、タブレットを導入するという大きな変更があったにもかかわらず、議会のほうに何の連絡もなく、報告もなくということでのお話でございますけれども、その辺におきましては補助金の状況もあり、なかなか皆さんにご連絡する機会がなかったかなというふうに思います。先日のいきいきふるさと常任委員会的时候にも資料を提出させていただいておりますので、この辺でご了承いただけたらなというふうに考えてございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 62ページ、有害鳥獣対策、負担金補助及び交付金の猟銃免許の取得の補助金の16万3,000円減額、これ去年も減額なのです。町としてこの猟銃の補助金に対して何か取られたアクションがあればお伺いしたい。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 狩猟者の補充といえますか、その部分につきましては、なかなかこれといった対策ができていないというのが正直なところでございます。酪農家さん

をはじめ、興味のある方にはこういう制度があるよということで、お会いしたりしたときにそういう制度の説明をさせていただいているというところではございますが、具体的に大きくアクションを起こしているというところではないというところ、なかなか利用者が集まっていないのかなということは素直に反省したいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ちょっとお聞きしたいのですけれども、私も猟友会に入っています。今8人いますけれども、基本的に有害駆除で動いているのは4名です。平均すると年は80ぐらいになるかな、もうちょっとで80ぐらいになると思います。これどうするのですか、本当に。猟銃って持ってから駆除に行きますよ、バンと撃って、鹿捕れますよというわけではないのです。これは5年ぐらい前、今から後のことを考えて処理していかないと大変なことになると思います。まず、町として、農協に行っとか補助とか言っているけれども、ちょっと計画を教えてほしい。猟友会が年齢こういうことだから、これ本当に鹿だったらいいけれども、熊でも町の中に出てきて、猟友会の行く人いませんわといったら大変なことです。

それと、私が考えるのは、すぐ電話入ってきて行けるのであれば、役場の中で誰か1人猟銃の免許を持っていてくれて、かかってきたらすぐ行けるような体制が一つと、今札幌でもできているけれども、要するにエゾシカ肉、これを食用にしたいから、何か女の人たちのグループで免許を取って、グループをつくっているところもある。だから、勧誘としても私は女の人への勧誘も考えていっても一ついいのではないかなと思う。だから、平中産業課長は猟友会の年齢を知っていると思うけれども、今後どうしていくのかなと、あと5年後ぐらい。どういう計画を持ってやっていくのか、それを早急に考えていかないと大変なことになると思うのですけれども、その辺お伺いしたい。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 猟友会をはじめ狩猟者の方々には、エゾシカの捕獲ですとか熊の巡回とかで常にご苦労いただいているというか、ご協力いただいていることには大変感謝をしているところでございますが、狩猟者を確保していくというのが非常に難しい状況でございまして、もちろん猟友会の高齢化というのは、町内だけではなくて全道的な問題だということ言われておりますし、その部分についてはどういう対策がいいのかというところも含めて考えていかなければならないというところではございますが、今現在でどういうこと進めていくかというところは、具体的な部分についてはまだ整理はされていない、整理ができていないというところではございます。これから狩猟者の方たち等含めて、年2回打合せをさせていただいているところではございますが、その中でも一緒に考えていただければなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 55ページの扶助費の福祉ハイヤー助成事業なのですけれども、

189万3,000円が減額された、それは使用しなかったということで分かるのだけれども、ということはハイヤー事業者に対する支払い額が減ったということになるわけです。この減額理由と、それとちょっと忘れてしまったけれども、ハイヤー事業者に対しては最低の部分が基準があったと思うのだけれども、それらを満たして減額分なのかどうか、その辺お伺いしたいことが1つと、もう一つは同じページのプレミアム付商品券の扶助費1,400万ほど余っている。これ余ったからいいというものではないのだ。せっかく計画した事業が実施できなかったということでしょう、満度に。これなどについてもせっかくの町の思いやりの事業が使われなかったというこの理由をお知らせいただきたい。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） お答えいたします。

まず、福祉ハイヤーの助成事業でありますけれども、実際にこれは使われていなかったということでの減額にはなりますが、先ほど言いましたように最低保障ということでの協議をしています。その中で、もしこの最低の金額に総体的に町が払ったもので不足している部分については……申し訳ありません。最低保障というものは、以前ありましたけれども、今はありません。その中で実際のタクシー会社の方と協議をしながら、そこはなくなったということでもありますので、現状としては実際の使われた金額を扶助費としてタクシー会社に支払うということで、タクシー会社の方と協議を進めての結果ということでご理解をいただき……

（何事か呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（吉田智一君） 使わなかった理由は、利用者が現実的に減っているということが一番の理由になります。

（何事か呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（吉田智一君） もうちょっと検討して、利用者に対しての周知も含めて今後進めていきたいと思えます。

もう一点ですけれども、プレミアム商品券になります。これにつきましては、説明資料の中にもございますけれども、当初見込みの段階では、これは国の事業でありまして、例えば年度途中で不足したからといって追加で国からもらえるものではまずありません。その中から、まず1つには不足しないために少し多めに見ているというところがあります。もう一つは、今の段階では申告してもらってから課税、非課税の確認をするものですから、まず課税、非課税にかかわらず最大限対象者を見込んだものがこの説明資料であります非課税世帯という650人ということを見込んでいますけれども、実際的には申請したけれども、対象にならなかった方もございますし、最終的には申請された方が少なかったというのが現状であります。実際に少なかった理由の一環としては、2万5,000円の商品券を買うために2万円自己負担をしなければいけないというところが一つの要因かとは思っています。そのためには住民周知としましては、2万円一括で2万5,000分買わなくても、5,000円単位でも買えますよということの周知はしてはきていましたが、結

果としてこれだけの方の利用に終わってしまったというのが現状というふうに分析はしております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） まず、28ページ、先ほどの財産収入のことでちょっとお聞きしたいと思います。

財産収入の生産物で717万円追加で上がっておりますけれども、先ほどの説明で兵安、栄だけで、これは原木なのですけれども、その林道をつけるがための原木を切つての代金なのか、それとも間伐をしているのか、それもお伺いしたいと思います。間伐したとしたら、その後そこに植林をするのか、そういうことをやっていく考えがあるのか、併せてお伺いします。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 生産物の売払収入の部分で流木販売でございますが、主なものは間伐事業のものでございまして、間伐をやりますので、まだその後に植林するとかというところではないということで、計画はこの後間伐をしていって、最終的に皆伐をした後にはまた植林という形の流れになっていくということでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、もう一点、これ町長にお伺いしたいと思うのですけれども、道路の維持管理、冬場の除雪体制と夏場のことなのですけれども、今後職員が定年退職ということだと思ふのですけれども、今臨時で通ってこられる従業員からもちよっとどうなっているのだとお伺いしているのですけれども、今後町で独自で今までどおり除雪体制をしていくのか、それとも民間委託を考えていっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 今までずっと直営を続けておりまして、1名の正規職員と季節的な雇用ということで対応してきています。正規職員も今年度で定年退職でありますけれども、新年度においても再任用という形で継続の雇用を取るといふことでお願いをしております。

今後についてですけれども、除雪、道路維持に関しては、やはりその働き手の確保が大変困難になってきております。高齢化も進んでおりまして、今後確保していくといふことがかなり困難になるという認識を持っております。それで、今可能であれば新年度からといふことも含めて、民間への事業委託といふことに向けて検討しております。どうしても直営よりは費用が高くならざるを得ないといふところはあります、正直。ただ、先ほど申し上げましたように現状の直営のやり方が本当に持続していけるのにはやっぱり限界があるといふふうに私も思っております、基本的にはその方向に話が整うように進めていきたいという考え方で今はおります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、病院費ですけれども、4億8,600万円、当町の財政規模でいっても非常に大きな金額になりましたけれども、ただこの金額は町長が当初予算で組んだときの想定からすると、想定内なのか、想定外なのか。

それと、病院は絶対になくしてはならないものですが、どこまで耐えられるのか、今の財政状況で。その辺明かしてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、病院費に関して一番問題になっているのは、運営事業の補助の部分でありまして、これらについても今は一定額については当初予算から計上するという形を取っておりまして、正直に申し上げますとそれプラス6,000万円程度は最終的に補正で積み上げなければならないのではないかなというふうなことで、毎年ここ数年留保してきています。端的に申し上げますと、この留保では今足りないの、結果1億3,500万円ということで7,500万円ほど留保した分よりも過大に補助をせざるを得ないというふうな状況でありまして、この当初計上した分を含めると2億円を超えると。単純な赤字不採算で2億円を超えるとというふうな状況になっています。これまでも申し上げておりますけれども、地域として医療提供体制を必ず確保していかなければならないという考え方においていますけれども、見直しなく今までのように、さらにこれ人口減少とともに当然増えていくということが避け難いと思っています。そこに向かって新しい方法を考えていかなければならないのではないかなという認識を持っているところでありますけれども、ただやっぱり医療が新しい仕組みの中で、住民が不安に思うようなことがあってはならないという大前提を持って、見直しを今後考えていかなければならないというふうに思っております。そこについてはしっかり時間をかけて、議会の皆さんにもご相談をしながら進めていかなければならないのかなというふうに考えています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第13号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） よろしくお願ひいたします。議案第13号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成31年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,379万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

今回の補正は、自動車学校全体予算に関し、おおむね各節において精査し、執行額が確定したことに伴い減額及び追加補正を行うものです。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から11万7,000円を減額し、4,379万3,000円とするものです。4節共済費では、社会保険料等の確定により19万8,000円の減額、9節旅費、10節交際費では執行額の確定により減額、11節需用費では2万2,000円の減額となりますが、主な要因は燃料費の高騰により7万9,000円の追加、印刷製本費では教習に係る教科書の購入等で8万7,000円の追加、消耗品では節減により9万5,000円の減、光熱費では予想を下回る使用で12万4,000円の減、施設修繕費では標識、看板等の取替えが少なかったため10万9,000円の減、車両修繕費では除雪用重機の故障等が多く14万円の追加となり、需用費全体で2万2,000円の減額となったところです。12節役務費では、送迎用車両の購入により、それまで使用していました車両の廃止により車検諸費用が14万円の減となり、その他の科目は執行額確定によりそれぞれ追加、減額され、合わせて20万3,000円の減額、13節委託料、18節備品購入費、19節負担金補助及び交付金については執行額の確定によりそれぞれ減額、追加するものです。27節公課費は、消費税率の改定による追加分であります。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額より11万7,000円を減額し、4,

379万3,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額から738万5,000円を減額し、2,087万6,000円とするもので、普通車入校生84名と予定しておりましたが、19名減の65名と大幅に減少したことなど、入校生の減少が大きな要因となったものです。特に枝幸高校生におきまして、昨年度は17名の入校者がおりましたが、今年度は2名と大幅に減少したためと考えております。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金の額の確定により、既定額に19万6,000円を追加計上とするものです。

3款諸収入、1項1目雑入では、雇用保険個人負担料のほか、各項目ごとに精査し、追加となり、総体で52万9,000円の増額となりました。特に公安委員会が指定する高齢者運転者講習は、当初見込みで410名としていた人数に対し、416名とほぼ予定どおりの人数でしたが、学校が独自に行う公安委員会講習と同等の認定講習受講者が当初51名の想定に対し、75名増の126名と大幅に増えたため、52万9,000円の追加となったものです。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額に654万3,000円を増額し、1,935万円とするもので、一般会計からの繰入れ分です。繰入額が大幅に増額しておりますが、6月補正で購入した送迎車両分を1款使用料及び手数料で見込んでおりましたが、入校生の確保ができなかったことにより一般会計からの繰入れに頼らざるを得なかったものです。次年度以降一名でも多くの入校生を確保し、一般会計からの繰入額を減らせるよう取り組んでまいります。

4ページ、歳入合計、既定額より11万7,000円を減額し、4,379万3,000円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため議場の時計で1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第14号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第14号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第14号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について、吉田課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第14号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,981万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億757万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日、中頓別町長。

初めに、事項別明細、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に1万6,000円を追加し、791万3,000円とするもので、内容につきましては7節賃金で賃金改定による増額分として1万6,000円を追加するものであります。

2款保険給付費では、既定額から4,000万円を減額し、1億3,250万6,000円とし、1項保険給付費、1目療養費につきましては既定額から4,000万円を減額し、1億1,120万円とするもので、内容につきましては一般被保険者療養給付費の減少見込みにより減額をするものであります。

7款諸支出金では、既定額に16万7,000円を追加し、789万円とするもので、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金につきましては実績の見込みにより2万7,000円を追加するものです。

8目特定健康診査等負担金償還金では、平成30年度分の返還金の確定により14万円を追加するものであります。

6ページを御覧ください。歳出合計、既定額から3,981万7,000円を減額し、2億757万1,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金につきましては、既定額から4,000万円を減額し、1億4,911万円とするもので、1節保険給付費等交付金（普通交付金）では歳出での保険給付費分の見込額により減額するものであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、既定額に18万3,000円を追加し、18万4,000円とするもので、前年度繰越金として追加計上するものであります。

4ページを御覧ください。歳入合計、既定額から3,981万7,000円を減額し、2億757万1,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第15号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第15号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第15号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 亨君） 議案第15号 平成31年度中頓別町国民健康保険病

院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。総則、第1条、平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきまして、既決予定額より270万円を減額し、5億3,749万9,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額より270万円を減額し、5億3,749万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額より616万2,000円を減額し、5,826万1,000円とするものです。資本的支出につきましては、既決予定額より413万2,000円を減額し、6,968万7,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1,142万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

2 ページをお開きください。企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的には変更はなく、病院事業として限度額を変更前2,730万円から変更後2,470万円に変更するものであります。内訳としまして、医療機械購入事業は変更前260万円から変更後230万円に、職員等住宅建設事業は変更前2,470万円から変更後2,240万円に変更するもので、いずれも起債の額確定に伴う限度額の変更であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきまして、既決予定額に1億3,898万6,000円を追加して、3億8,526万8,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第9条に定めた棚卸資産限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を既決予定額に60万6,000円を追加し、4,414万9,000円とするものです。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

それでは、収益的支出の支出をご説明申し上げます。12ページをお開きください。また、別に配付してございます補足説明資料の3ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、既決予定額より82万1,000円を減額し、3億8,241万4,000円とするもので、給料で345万3,000円、手当で505万円、法定福利費で135万円の減額は、実績見込みに基づく予算の精査であります。賃金535万3,000円の追加は、実績見込みに基づく職員賃金の予算の精査による減額と、院長の休暇等での不在時の診療支援をいただいている出張医師の賃金3月分を追加計上するものであります。退職給付費で64万5,000円、賞与引当金繰入額で256万7,0

00円、法定福利引当金繰入額46万7,000円の追加計上は、実績見込みの再精査及び会計年度任用職員制度導入に伴う前年度引き当て分の追加計上であります。給与費の明細につきましては、5ページから9ページに掲載しておりますので、ご参照願います。

3目経費では、既決予定額より133万3,000円を減額し、6,662万8,000円とするもので、そのほとんどが実績及び見込みに係る予算の精査、不用額の減額でありますので、追加項目のみのご説明といたします。旅費交通費は、医師確保対策旅費及び出張医旅費の不足が生じる見込みから70万円の追加、消耗品費はプリンターインク等の消耗品の見込み増から20万円の追加、燃料費は春先及び初冬の寒冷の影響によるA重油使用見込み数の増及び出張診療医師の送迎及び医師確保対策等に係るガソリンの使用量増により70万8,000円の増、委託料、日当直医師等紹介料として院長不在時のスポットでの診療応援医師の招聘に係る紹介料17万8,000円、建築設備定期報告業務委託料として3年に1度の特定建築物の定期報告が必要になったことによる費用12万円の追加、雑費、シーツ、被服等洗濯料として被服洗濯の見込み増から21万3,000円を追加するものであります。

14ページをお開きください。4目減価償却費では、既決予定額より11万3,000円を減額し、3,705万3,000円とするもので、建物、機械備品にて減価償却費再計算により減額及び追加するものであります。

5目資産減耗費につきましては、既決予定額に28万4,000円を追加して、43万4,000円とするもので、期限切れの薬品の減耗及び老朽化に伴い更新した不用機器等の処分に係る減耗費であります。

2項介護保険事業費用、1目給与費では、既決予定額より2,000円を減額し、426万1,000円とするもので、見込み増により給与及び賃金、法定福利で追加、減額するものであります。

3目経費では、既決予定額より3万9,000円を減額し、52万5,000円とするもので、消耗品費で不用額の減額、燃料費で実績見込みの不足分を追加するものです。

3項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、既決予定額より6,000円減額し、53万9,000円とするもので、企業債利息の額確定による減額であります。

4項特別損失、1目固定資産除去損は、既決予定額より67万円を減額し、133万円とするもので、旧管理人住宅解体費用の入札減を不用額として減額するものです。

続きまして、収益的収入の収入をご説明申し上げます。10ページをお開き願います。また、補足説明資料の1ページを御覧願います。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、既決予定額より6,740万6,000円を減額し、6,289万9,000円とするもので、入院数の減少に伴い減額するものであります。

2目外来収益では、既決予定額より7,708万6,000円を減額して、7,073万4,000円とするもので、外来患者数の減少に伴う減額であります。

3目その他医業収益では、既決予定額より19万8,000円を減額し、2,076万

2, 000円とするもので、予防接種等の増加による公衆衛生活動収益の増、健診等の減少による医業相談収益の減、診断書発行数の減少により文書料の減、長期入院患者の減少による一部自己負担の減少によるその他医業収益の減となっております。

4目他会計負担金は、既決予定額より6万6,000円を減額し、3,230万8,000円とするもので、救急医療費分の額確定に伴う減額であります。

2項介護保険事業収益、1目訪問看護事業収益は、既決予定額より144万2,000円を減額し、55万8,000円とするもので、利用者数の減少及び介護報酬算定方法修正に伴い見込み額が減少することとなりました。

2目通所リハビリ収益は、既決予定額より26万9,000円を減額し、260万7,000円とするもので、医療保険から介護保険への移行により、自己負担額や介護保険利用限度額の調整等により見込んだ利用数が下回ったことによる減額であります。

4目他会計補助金は、新規に150万円を計上するもので、北海道単独補助であります。在宅医療提供体制強化事業補助金が今年度も町会計を經由して150万円交付されることになり、計上したものであります。

3項医業外収益、1目受取利息配当金は、既決予定額より3万2,000円を減額し、1万8,000円とするもので、預金利息の実績見込みにより減額。

2目他会計補助金は、既決予定額より64万5,000円を減額し、2,241万8,000円とするもので、共済追加費用負担金の額確定に伴う減額。

3目他会計負担金は、既決予定額に1億4,123万6,000円を追加して、2億9,715万8,000円とするもので、リハビリテーション分負担金、運営補助金の追加。

4目患者外給食収益は、既決予定額に25万1,000円を追加し、79万1,000円とするもので、給食利用者の増による患者外給食代の追加。

5目長期前受金戻入は、既決予定額110万6,000円を追加し、1,914万2,000円とするもので、長期前受金の戻入額確定に伴う追加。

6目その他医業外収益は、既決予定額より2万2,000円を減額し、132万4,000円とするもので、テレビ使用料の追加及びその他入院分の減額であります。

7目国庫補助金は、既決予定額に37万3,000円を追加し、527万9,000円とするもので、医師招聘費用や日当直の診療応援医師に係る補助金、国民健康保険特別調整交付金の額確定に伴う追加であります。

病院事業収益総額では270万円減額し、5億3,749万9,000円として、収入支出のバランスを取っております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。16ページを御覧ください。補足説明資料では7ページになります。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費では、既決予定額より408万3,000円を減額し、6,265万6,000円とするもので、施設費にて国保病院職員等住宅建設及び医療用廃棄物保管庫設置の入札見積り合わせによる不用額の減額、機械備品購入費にて医療機械の入札見積り合わせによる減及

び一部購入取りやめによる不用額を減額、車両購入費では通所リハビリ送迎車の入札による不用額の減額であります。

2項リース資産購入費は、既決予定額より4万9,000円を減額し、161万4,000円とするもので、薬剤分包機のリースの実績による不用額の減額であります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。15ページを御覧ください。補足説明資料では6ページになります。1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金では、既決予定額より52万3,000円を減額し、167万7,000円とするもので、医療機械購入に係る補助金、直営診療施設整備補助金の額確定に伴う減額であります。

2項負担金交付金、1目一般会計負担金では、既決予定額より303万9,000円を減額し、3,188万4,000円とするもので、単独備品、建設改良費の対象機器、施設の額確定及び過疎債借入額の額確定に伴う負担金を減額するものであります。

3項企業債につきましては、既決予定額より260万円を減額し、2,470万円とするもので、詳細は第4条で説明しましたので、省略とさせていただきます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額であります1,142万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

予定貸借対照表は3ページに、またキャッシュフロー計算書は4ページに添付しましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第16号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第16号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第16号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成31年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

平成31年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ570万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億329万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額から570万円を減額し、6,247万円とするもので、2節給料について5万8,000円、3節職員手当等で3万8,000円、4節共済費のうち共済負担金について3万8,000円を職員の昇給により追加するものとなります。長期給付追加負担金で1万2,000円減額、公務災害補償基金負担金2,000円の追加については、それぞれ額の確定によるものとなります。13節委託料では、漏水管路調査委託料の不用額50万円を減額、自家用電気工作物保安管理委託料については、今年度購入の非常用発電機の納期が3月となるため不要となりました33万円を減額するものとなります。15節工事請負費のうち、町道水道管移設工事については、町道駅向線交付金工事及び町道秋田原野線交付金工事に伴う水道管移設工事で100万円計上しておりましたが、水道管の移設を要さなかったため減額、中頓別地区農地耕作条件改善農作業道工事に伴う配水管移設工事の執行残として15万4,000円を減額するものとなります。また、水道管布設替え工事では、道道中頓別停車場線道路改良工事の実施に併せ老朽化した配水管の布設替えを予定しておりましたが、道路改良工事の実施がなかったことにより92万6,000円を全額減額するものとなります。各水道施設非常用発電機接続盤設置工事については、執行残として75万8,000円を減額するものとなります。18節備品購入費では、各水道施設非常用発電機について執行残となりました238万円を減額するものとなります。27節公課費では、水道事業特別会計消費税について確定申告により消費税の中間納付税が不足するため22万4,000円を追加するものとなります。

6ページをお開きください。6ページ下段、歳出合計、既定額1億899万円から570万円を減額し、1億329万円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額から470万円を減額し、4,217万2,000円とするもので、一般会計繰入金を減額するものでございます。

4款諸収入、1項雑入、2目弁償金については、既定額から100万円を減額し、380万1,000円とするもので、先ほど歳出でご説明いたしました町道の水道管移設工事を要しなかったため、町道水道移転補償について100万円減額するものとなります。

4ページをお開きください。4ページ下段、歳入合計、既定額1億899万円から570万円を減額し、1億329万円とするものとなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第17号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第17号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算、土屋建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第17号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

平成31年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ440万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,929万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前1,870万円から変更後1,760万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額から440万円を減額し、1億826万8,000円とするもので、11節需用費では修繕費について不用額13万円を減額するものでございます。13節委託料では、中頓別町下水道管理センター電気設備工事重点施工監理委託料について執行残となった70万円を減額するものでございます。15節工事請負費についても下水道管理センター監視制御設備更新工事について執行残となる354万円について減額するものでございます。18節備品購入費では、下水道管理センター水質試験用卓上pH計で1万円、インキュベーターで2万円の執行残となった不用額についてそれぞれ減額するものでございます。

8ページ下段、歳出合計、既定額1億6,369万円から440万円を減額し、1億5,929万円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業費国庫支出金では、社会資本整備総合交付金について事業費の確定により230万6,000円を減額するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金について過疎対策事業債分と基準外繰入金合わせて99万4,000円を減額するものでございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債では、特定環境保全公共下水道事業の事業費確定により、下水道事業債について110万円を減額するものでございます。

6ページ下段、歳入合計、既定額1億6,369万円から440万円を減額し、1億5,929万円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第18号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第18号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第18号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第18号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,091万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,544万2,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費では、既定額から1,186万円を減額し、1億3,472万6,000円とするもので、施設介護サービス給付事業で介護老人福祉施設につきまして実績見込みにより減額するものであります。

6目居宅介護サービス計画給付費では、既定額に26万円を追加し、706万円とするもので、19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス計画給付事業につきまして実績見込みにより追加するものであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、既定額に60万円を追加し、153万6,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で介護予防短期入所生活介護で30万円の減額、介護予防訪問看護サービスで10万円の減額、通所リ

ハビリテーションで100万円の追加で、いずれも実績見込みにより減額及び追加をするものであります。

2目介護予防サービス計画給付費では、既定額に8万円を追加するもので、19節負担金補助及び交付金で介護予防サービス計画給付費で、これにつきましても実績見込みにより追加するものであります。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、既定額に1,000円を追加し、2,000円とするもので、25節積立金で介護給付費準備基金利子分として追加計上するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額から1,091万9,000円を減額補正し、2億2,544万2,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、既定額から200万円を減額し、3,777万4,000円とするもので、1節現年度分特別徴収保険料を昨年10月の消費税引き上げに伴い、介護保険料の1段階から3段階までの低所得者に係る軽減割引を引き下げたことに伴い保険料を減額するものであります。

2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額から1,000万円を減額し、4,995万8,000円とするもので、1節現年度分の標準給付金の収入見込みにより減額するものであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に108万円を追加し、3,519万3,000円とし、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、既定額に1,000円を追加し、2,000円とするもので、1節利子及び配当金の介護給付費準備基金利子の追加によるものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額から1,091万9,000円を減額し、2億2,544万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長(村山義明君) 日程第14、議案第19号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第19号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) それでは、議案第19号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,845万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額に13万5,000円を追加し、2,670万1,000円とするもので、内容につきましては広域連合事務費負担金で保険基盤安定負担金では2万7,000円の減額、広域連合事務費負担金では25万円の減額で、広域連合からの額の確定によるものであります。また、保険料負担金につきましては、保険料収入の額の見込みにより41万2,000円を追加するものであります。

6ページを御覧ください。歳出合計、既定額に13万5,000円を追加し、2,845万3,000円とするものであります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。8ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料では、既定額に41万2,000円を追加し、1,487万7,000円とするもので、1節現年度分特別徴収保険料で8万2,000円、2節現年度分普通徴収保険料で33万円をそれぞれ収入見込みにより追加

するものであります。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事業費繰入金につきましては、既定額から 2 5 万円を減額し、3 2 0 万 3, 0 0 0 円とするもので、歳出、2 項後期高齢者医療広域連合交付金での広域連合事務負担金が減額となったことから減額するものであります。

2 目保険基盤安定繰入金につきましても、既定額から 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、1, 0 2 7 万円とするもので、歳出、2 款後期高齢者広域連合納付金での保険基盤安定負担金の減額分に合わせ減額するものであります。

4 ページを御覧ください。歳入合計、既定額に 1 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、2, 8 4 万 3, 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 1 9 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 9 号 平成 3 1 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 2 号

○議長（村山義明君） 日程第 1 5、議案第 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） よろしく申し上げます。議案第 2 号をご説明申し上げます。

議案の 2 ページをお開き願います。議案第 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出、中頓別町長。

制定のご説明を申し上げます。議案5ページをお開き願います。制定の要旨。令和2年4月1日から会計年度任用職員制度への移行に伴い、JETプログラム参加者は令和2年4月1日に改めて会計年度任用職員として任用されることになることから、令和2年3月31日以前から任用されていた同参加者についても令和2年4月1日付でサービスの宣誓を行う必要があり、JETプログラムの参加者の負担軽減や任用団体の事務の簡素化といった観点から、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行うものとして取り扱うための規定の整備が必要になったため、本条例を整備するものです。

それでは、改正の内容をご説明申し上げます。議案4ページを御覧ください。新旧対照表にてご説明申し上げます。第2条、職員のサービスの宣誓に第2項を追加し、内容は地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができるという規定を設けて、前述でご説明申し上げました対応が可能になるよう取り計らいたいと考えております。

3ページをお開き願います。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議願いますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第3号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第3号 中頓別町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第3号 中頓別町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について、小林総務課長から内容について説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第3号をご説明申し上げます。

議案の6ページをお開き願います。議案第3号 中頓別町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町交通指導員設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

制定の要旨をご説明申し上げます。議案8ページをお開き願います。令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、交通指導員が会計年度任用職員の身分になるため、新制度では特別職非常勤として任用できないことから本条例を廃止し、新たに設置要綱を定め、規定するものでございます。

要綱につきましては添付してございませんが、条例と大きく変更はしてございません。変更の1点目は、採用におけるものであり、町長の委任から中頓別町地域生活安全協会の推薦者のうちから採用する、2点目は身分を特別職非常勤公務員から会計年度任用職員にする、3点目は年額報酬を月払いの特殊勤務手当にして支給する、以上3点について規定の変更を行った旨ご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） 今の説明で分かるのですけれども、要綱あるなら要綱をやっばり出してもらうべきだと私は思います。出してもらえればと思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 要綱については、もうつくってございますので、後でご提示するというところでよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 制度改正で廃止するということは分かったのだけれども、ちょっと今の説明だけで分かり知れないのが交通指導員にとっての不利益なことはないのか、その辺はきちっと説明してもらわなければならない。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） その辺につきましては要綱を立てる段階でも結構考えまして、今まで基本的に費用の部分で支払いをしていたものについては、同じような形で支払いができるような形にいたしました。また、保険についてもその辺の部分を検討しまして、非常勤公務員と同じような形で整理できるよう検討して進める予定でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 分かりました。

それで、先ほどの要綱とともに今のような取扱い、重要なことですから、もくろんでいられることも含めて教えてください。実は、これ条例が廃止されるということで逆にびっくり

してしまったので、それは制度上の問題であるからいいとしても、交通指導員の重要性というのは全く変わらない、これからもますます増えていく重要な役割だと思うので、その辺については身分も変更されるということでは事前によく検討されなければならないものだろうと思うので、本当は事前によく内容を承知できるような資料が欲しかったけれども、総務課長の説明をよしとして、後で出してもらうのだけれども、その辺も含めて要綱を出してほしいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町交通指導員設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を始めます。

#### ◎議案第4号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第4号をご説明申し上げます。

議案の9ページをお開き願います。議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

制定の要旨をご説明申し上げます。議案12ページをお開き願います。制定の要旨。令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、交通指導員手当及び自動車学校に従事する職員の特殊勤務手当の整備をするものです。

制定の内容をご説明申し上げます。議案11ページをお開き願います。新旧対照表にてご説明申し上げます。第34条を第36条とし、第35条を第37条とし、第33条の次に次の2条を加える。

第34条、交通指導員手当、これ先ほどお話がありました件でございます。交通指導員手当は、交通指導員である会計年度任用職員に対し、月額2,000円を支給する。

第35条、自動車学校に従事する職員の特殊勤務手当等、自動車学校に勤務する管理職または監督の地位にある職員、もしくは特別の勤務に従事する職員の特殊勤務手当は次のとおりとする。第1号、管理者手当3万円、第2号、副管理者手当1万円以内、第3号、検定員手当5,000円。

議案10ページをお開き願います。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第5号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第5号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

す。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、13ページをお開きください。議案第5号中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

16ページをお開きください。改正の要旨です。令和2年4月1日に開設することとしていた児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所につきまして、開設に必要な児童発達支援管理責任者の資格を有する者を配置することが令和4年3月31日まで困難であることから、条例の施行日を2年間延長するために改正するものであります。

14ページをお開きください。読み上げての説明といたします。中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例。

中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を次のように改正する。

附則中「令和2年4月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第6号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、工藤教育次長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 議案第6号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

改正の要旨でございます。20ページをお開きください。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、令和元年10月3日付放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）が公布され、令和2年4月1日から施行することとなりました。現在法第34条の8の2第1項の規定に基づき、本条例にて設備及び運営に関する基準を定め、事業に従事する者及びその員数について放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に従うものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされています。令和元年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が公布され、市町村が条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について設備運営基準を参酌することとされました。これに伴い、設備運営基準第1条第1項について従うべき基準と参酌すべき基準の区別を削除し、設備運営基準で定める事項を全て参酌すべき基準となりました。参酌すべき基準となったことに伴い、設備運営基準第10条第3項及び附則第2条に規定する放課後児童支援員について令和2年3月31日に経過措置が終了することを踏まえ、これを1年間延長し、利用する児童の安全の確保について最大限留意すること、児童が安心して放課後の時間を過ごせる居場所とすること及び事業の質を確保するため、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を受講していない職員に対して研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うこととされたことから、今回の条例を改正をいたしました。

18ページを読み上げます。中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長(村山義明君) 日程第20、議案第7号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第7号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について、長尾事務長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長(長尾 享君) それでは、議案第7号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第21ページをお開きください。議案第7号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

24ページをお開きください。改正の要旨でございますが、平成31年7月から開始してきました指定居宅サービスの通所リハビリテーションと令和2年4月から開始する居宅介護支援事業について新たな任務を加えるとともに、医務部における内部局に訪問看護・居宅介護支援室を追加するものです。

23ページを御覧ください。新旧対照表で説明いたします。第3条、任務の5号に、通所リハビリテーション事業を行い適切な居宅サービスを提供すること、6号に居宅介護支援事業所の指定を受け、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを追加し、第13条、内部局、医務部のリハビリテーション室の次に訪問看護・居宅介護支援室を追加するものであります。

さらに、第14条、医務部の10号を11号とし、9号に次に10号、居宅介護支援に関する事項を追加しております。

22ページにお戻りください。附則、この条例は、令和2年4月1日より施行する。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第8号 指定管理者の指定の件（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 指定管理者の指定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案の25ページになります。議案第8号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園、指定管理者となる団体の名称は有限会社中頓別振興公社、指定管理者となる団体の所在につきましては記載のとおりでございます。指定の期間でございますが、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とするものでございます。

同社につきましては、いわゆる第三セクターとして設立された企業であり、これまでも当該施設の指定管理実績も有していることから、非公募による指定とさせていただきます。これまでの管理状況等においても特に問題はなく、今後の事業計画や収支計画においても問題ないということから、継続して指定管理者とすることについて適当という判断をしたところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 指定管理の申請者である中頓別振興公社のこれまでの実績等々を考えると、これを行ってもらうこと自体は何も問題はないと、基本的にはそう思っています。ただ、以前にも言ったように、これは町長の考え方になるわけだけれども、せっかく中頓別町の観光資源を統括し、運営しようとしたDMOができて、観光ビューローなんていう名前までつけておいて、この一大観光地である鍾乳洞は振興公社だよというこの考え方、基本的になっていないと思うのです。やっぱりこれは観光ビューローが統括してやって、委託管理で振興公社がこれまでどおりの実績で鍾乳洞をやる、鍾乳洞の委託管理をしてくれるということ自体はいいと思うけれども、本来はDMOが指定管理者となつて、責任を持ってやるという大きな構想に移らなかったら、観光ビューローなんていう名前つけたら駄目だ。だから、将来的でもいいからと前にもそれを言っているはず。将来的にも中頓別町の地域だけでも観光を取りまとめるような法人になってほしいという願いも込めて、これからのこと、将来の話でもいいですからしてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご意見については真摯に受け止めて、今後において検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 指定管理者の指定の件（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第9号 指定管理者の指定の件（中頓別町社会教育施設等）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第9号 指定管理者の指定について、工藤教育次長から内容

の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 議案第9号、議案のページが26ページになります。指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

公の施設でございます。中頓別町社会教育施設等、指定管理者となる団体の名称、有限会社中頓別振興公社、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字寿64番地1、指定期間でございます。令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

これまで中頓別町野外レクリエーション施設、中頓別町寿スキー場、寿公園の指定管理を受託しており、適切な施設設備の維持管理により住民の憩いの場の提供に努めてきております。今後においても効果的、効率的な事業の展開が期待でき、目的を達成することができるものと考え、今回ご提案させていただきます。

ちなみにですけれども、今回スキー場のオープンは通常どおり行いましたが、今現状のスキーの入場者でございますけれども、昨年5万人を超えています。今回2月末現在では4万6,000人を超えてきているところでございますけれども、引き続きスキー場の管理運営もお願いしたいというふうに考えております。ちなみに、今回リフトの改修後にロッジの改修が終わり、圧雪車の更新も終わってきております。今後も改修した施設設備についても十分に維持管理をしていき、また施設を十分に活用していきたいというふうに考えておりますので、追加して説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 指定管理者の指定の件（中頓別町社会教育施設等）は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第23、議案第10号 中頓別町道路線の廃止の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町道路線の廃止について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、ご説明いたします。

27ページになります。議案第10号 中頓別町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり廃止する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

整理番号42、路線名、周磨2号線、供用開始の区間、起点、字松音知159の1、終点、字松音知160、延長240メートル、用地幅員、最大8メートル、最小8メートルとなります。

路線の場所につきましては、配付しております説明資料のとおりとなります。

廃止の理由といたしまして、農地耕作条件改善事業実施のため廃道とするものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第24、議案第11号 中頓別町道路線の認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 中頓別町道路線の認定について、土屋建設課長か

ら内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 続きまして、28ページになります。議案第11号 中頓別町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

令和2年3月3日提出、中頓別町長。

整理番号206、路線名、寿スキー場線、供用開始の区間、起点、字寿57の13、終点、字寿57の6、延長80メートル、用地幅員、最大8メートル、最小8メートルとなります。

路線の場所につきましては、配付しております説明資料のとおりとなります。

認定理由につきましては、寿スキー場駐車場からロッジへ向かう道路の整備が完了したことから町道として維持管理するためのものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 中頓別町道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の議決

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日3月4日から3月6日までは休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月6日までは休会とすることに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時39分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員